

## 羽咋市行政手続条例適用 許認可等の処分に要する標準処理期間一覧

平成24年1月1日現在

例規名	根拠規定	許認可等の種類	標準処理期間	備考	担当課名
羽咋市庁舎管理規則	第6条第1項	庁舎内における行為の許可	7日		総務課
金銭物品等の寄附募集に関する条例	第3条	寄附募集の許可	7日		総務課
羽咋市情報公開条例	第11条	行政情報の開示決定	公開請求があった日から起算して15日以内に開示決定。ただし60日以内に限り延長可(12)。また、大量請求の場合の特例あり(13)	15日以内に開示決定。ただし60日以内に限り延長可(12)。また、大量請求の場合の特例あり(13)	総務課
羽咋市個人情報保護条例	第20条	個人情報の開示決定	開示請求のあった日から起算して15日以内に開示決定。ただし45日以内に限り延長可(21)。	15日以内に開示決定。ただし45日以内に限り延長可(21)。	総務課
羽咋市個人情報保護条例	第29条	個人情報の訂正請求に対する決定	訂正請求があった日から起算して30日以内に開示決定。ただし60日以内に限り延長可(30)。	30日以内に開示決定。ただし60日以内に限り延長可(30)。	総務課
羽咋市個人情報保護条例	第36条第1項	個人情報の利用停止決定等	利用停止の請求があった日から起算して30日以内に停止決定。ただし60日以内に限り延長可(30)。(準用)	30日以内に停止決定。ただし60日以内に限り延長可(30)。(準用)	総務課
羽咋市住民投票条例施行規則	第2条第4項	住民投票実施請求代表者証明書の交付	7日		総務課
羽咋市公共建物使用料条例	第3条	使用の許可	7日		総務課

例規名	根拠規定	許認可等の種類	標準処理期間	備考	担当課名
羽咋市公共建物使用料条例	第5条	使用料の減免	7日		総務課
羽咋市公共建物使用料条例	第6条	使用料の還付	21日		総務課
羽咋市駐車場条例	第6条	使用料の減免	7日		総務課
羽咋市後期高齢者医療に関する条例	第5条第3項	延滞金の減免	過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難である		総合窓口課
羽咋市国民健康保険条例	第7条第1項	出産育児一時金の支給	30日		総合窓口課
羽咋市国民健康保険条例	第8条第1項	葬祭費の支給	30日		総合窓口課
羽咋市保育施設管理条例	第4条	使用の許可	3日		健康福祉課
羽咋市老人福祉センター条例	第6条	使用の許可	即日	指定管理者が管理する場合は、指定管理者が基準の設定主体	健康福祉課
羽咋市老人福祉センター条例	第8条第2項	使用料の免除	5日		健康福祉課
羽咋市老人福祉センター条例	第9条	使用料の返還	5日		健康福祉課
老人ホーム等費用徴収規則	第4条第1項	徴収費用の減免	30日		健康福祉課
羽咋市知的障害者援護施設入所措置に係る費用徴収規則	第4条第1項	費用徴収額の減額	30日		健康福祉課
羽咋市介護保険条例	第11条第1項	保険料の徴収猶予	30日		健康福祉課
羽咋市介護保険条例	第12条第1項	保険料の減免	30日		健康福祉課

例規名	根拠規定	許認可等の種類	標準処理期間	備考	担当課名
羽咋市社会福祉法人の助成に関する条例	第2条	社会福祉法人への助成	14日		健康福祉課
羽咋市医療費の助成に関する条例	第4条	助成額の決定	心身障害者医療費 30日 乳児医療 30日 ひとり親家庭等医療費 30日 (25日～45日)		健康福祉課 総合窓口課
羽咋市医療費の助成に関する条例施行規則	第6条	受給者証の交付、再交付	心身障害者 30日 乳幼児等 3日 ひとり親家庭等 30日		健康福祉課 総合窓口課
羽咋市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	第28条	手数料の減免	14日		環境安全課
羽咋市墓地公苑条例	第4条	墓地の使用許可	14日		環境安全課
羽咋市墓地公苑条例	第10条第2項	使用料の減免	14日		環境安全課
羽咋市墓地公苑条例	第10条第3項	使用料の還付	14日		環境安全課
羽咋市ふれあいキャンプ場条例	第4条	使用の許可	即日		環境安全課
羽咋市ふれあいキャンプ場条例	第6条	使用料の減免	14日		環境安全課
羽咋市農林水産事業分担金等徴収条例	第6条	分担金の減免	14日		農林水産課
羽咋市農業後継者育成条例	第6条	助成の決定	30日		農林水産課
羽咋市農業後継者育成条例	第9条第2項	助成金等返還の免除	30日		農林水産課
羽咋市邑知の郷公園設置条例	第4条第1項	使用の許可、許可事項の変更の許可	7日		農林水産課

例規名	根拠規定	許認可等の種類	標準処理期間	備考	担当課名
羽咋市邑知の郷公園設置条例	第7条第2項	使用料の還付	14日		農林水産課
羽咋市邑知の郷公園設置条例	第8条	使用料の減免	14日		農林水産課
羽咋勤労者総合福祉センター条例	第4条	使用の許可	7日	指定管理者が管理する場合は、指定管理者が基準の設定主体	商工観光課
羽咋勤労者総合福祉センター条例	第9条	使用料の減免	7日	指定管理者が管理する場合は、指定管理者が基準の設定主体	商工観光課
羽咋勤労者総合福祉センター条例	第10条	使用料の還付	28日	指定管理者が管理する場合は、指定管理者が基準の設定主体	商工観光課
羽咋市商工業振興条例	第3条第1項	助成措置の決定	28日		商工観光課
羽咋市商工業振興条例	第4条	助成金額の決定	28日		商工観光課
羽咋市漁港管理条例	第4条第1項	漁港区域内の工作物等の設置等の許可	14日		建設課
羽咋市漁港管理条例	第6条第2項	禁止区域における停けい泊の許可	14日		建設課
羽咋市漁港管理条例	第7条第2項	危険物等の荷役の許可	14日		建設課
羽咋市漁港管理条例	第10条第3項	指定区域外への移動の免除	14日		建設課
羽咋市漁港管理条例	第12条第1項	占用の許可等	14日		建設課
羽咋市漁港管理条例	第13条第3項	使用料等の減免	14日		建設課
羽咋市漁港管理条例	第13条第4項	使用料等の還付	14日		建設課

例規名	根拠規定	許認可等の種類	標準処理期間	備考	担当課名
羽咋市漁港管理条例	第14条第2項	土砂採取料等の減免(第13条第3項準用)	14日		建設課
羽咋市漁港管理条例	第14条第2項	土砂採取料等の還付(第13条第4項準用)	14日		建設課
羽咋市道路占用規則	第8条第1項	占用に関する権利義務の譲渡の許可	14日		建設課
羽咋市道路占用料徴収条例	第2条第4項	占用料の減免	14日		建設課
羽咋市道路占用料徴収条例	第4条	占用料の還付	14日		建設課
羽咋市法定外公共物管理条例	第4条第1項	行為の許可、許可事項変更の許可	14日		建設課
羽咋市法定外公共物管理条例	第6条第2項	占用料の減免	14日		建設課
羽咋市法定外公共物管理条例	第6条第2項	占用料の還付	14日		建設課
羽咋市都市公園条例	第3条第1項・第3項	公園における行為の許可、許可事項の変更の許可	14日	指定管理者が管理する場合は、指定管理者が基準の設定主体	建設課
羽咋市都市公園条例	第9条第3項	使用料の減免	14日	指定管理者が管理する場合は、指定管理者が基準の設定主体	建設課
羽咋市都市公園条例	第9条第4項	使用料の還付	14日	指定管理者が管理する場合は、指定管理者が基準の設定主体	建設課
羽咋市あさひ公園設置条例	第4条第1項	使用の許可、許可事項の変更の許可	14日		建設課
羽咋市あさひ公園設置条例	第7条第2項	使用料の還付	14日		建設課
羽咋市あさひ公園設置条例	第8条	使用料の減免	14日		建設課

例規名	根拠規定	許認可等の種類	標準処理期間	備考	担当課名
羽咋市海岸占用料等徴収条例	第5条	占用料の還付	14日		建設課
羽咋市海岸占用料等徴収条例	第7条	占用料及び延滞金の減免	14日		建設課
羽咋市定住促進住宅条例	第9条	入居者の決定	14日		建設課
羽咋市転入者定住促進住宅家賃助成	第4条	転入者への家賃助成	14日		建設課
羽咋市農業集落排水施設条例	第8条	排水設備及び除害施設の計画の確認、変更の確認	7日		上下水道課
羽咋市農業集落排水施設条例	第19条第1項	工作物の設置許可、許可事項変更の許可	14日		上下水道課
羽咋市農業集落排水施設条例	第20条	占用の許可、許可事項変更の許可	14日		上下水道課
羽咋市農業集落排水施設条例	第22条	公共ます及び取付管の設置許可	14日		上下水道課
羽咋市農業集落排水施設条例	第25条	使用料の減免	14日		上下水道課
羽咋市公共下水道条例	第6条第1項	排水設備等の新設の確認	7日		上下水道課
羽咋市公共下水道条例	第8条第1項・第3項	指定工事店の指定、指定の更新	14日		上下水道課
羽咋市公共下水道条例	第8条の5第1項・第3項	責任技術者の登録、登録の更新	14日		上下水道課
羽咋市公共下水道条例	第24条	占用の許可、許可事項変更の許可	14日		上下水道課
羽咋市公共下水道条例	第24条の2第2項	暗渠の使用に係る調査の承諾	14日		上下水道課
羽咋市公共下水道条例	第24条の3第1項	暗渠の使用許可	30日(第24条の4第2項)	標準処理期間=1月(第24条の4第2項)	上下水道課

例規名	根拠規定	許認可等の種類	標準処理期間	備考	担当課名
羽咋市公共下水道条例	第26条	公共ます及び取付管の特別設置の許可	14日		上下水道課
羽咋市公共下水道条例	第27条	使用料の減免	14日		上下水道課
羽咋都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	第9条	負担金の徴収猶予	30日		上下水道課
羽咋都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	第10条第2項	負担金の減免	30日		上下水道課
羽咋都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	第14条第2項	延滞金の減免		過去に処分実績がなく、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難である	上下水道課
羽咋市特定環境保全公共下水道事業分担金徴収条例	第9条	分担金の徴収の猶予	30日		上下水道課
羽咋市特定環境保全公共下水道事業分担金徴収条例	第10条第2項	分担金の減免	30日		上下水道課
羽咋市特定環境保全公共下水道事業分担金徴収条例	第13条第2項	延滞金の減免		過去に処分実績がなく、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難である	上下水道課
羽咋市浄化槽条例	第4条第1項	浄化槽の設置申請	14日		上下水道課
羽咋市浄化槽条例	第15条	使用料の減免	30日		上下水道課
羽咋市浄化槽条例	第20条第1項	移転及び構造変更の許可	14日		上下水道課
羽咋市議会傍聴規則	第3条第1項	傍聴の許可		傍聴のための入場直前	議会事務局
羽咋市議会傍聴規則	第9条	写真、映画等の撮影及び録音等の許可	即時		議会事務局
羽咋市教育委員会会議規則	第16条第1項	傍聴の許可	即日		学校教育課

例規名	根拠規定	許認可等の種類	標準処理期間	備考	担当課名
羽咋市体育施設条例	第3条第1項	使用の許可、許可事項変更の許可	7日	指定管理者が管理する場合は、指定管理者が基準の設定主体	生涯学習課
羽咋市体育施設条例	第6条	使用料の減免	7日	指定管理者が管理する場合は、指定管理者が基準の設定主体	生涯学習課
羽咋市体育施設管理運営規則	第10条	使用料の還付	21日	指定管理者が管理する場合は、指定管理者が基準の設定主体	生涯学習課
羽咋市文化会館条例	第2条の2	使用の許可	7日		生涯学習課
羽咋市文化会館条例	第5条	使用料の減免	7日		生涯学習課
羽咋市文化会館条例	第6条の2	使用料の還付	21日		生涯学習課
コスモアイル羽咋設置条例	第7条第1項・第2項	使用の許可、許可事項の変更の許可	7日	指定管理者が管理する場合は、指定管理者が基準の設定主体	生涯学習課
コスモアイル羽咋設置条例	第12条	使用料等の減免	7日	指定管理者が管理する場合は、指定管理者が基準の設定主体	生涯学習課
コスモアイル羽咋設置条例	第13条	使用料等の還付	21日	指定管理者が管理する場合は、指定管理者が基準の設定主体	生涯学習課
コスモアイル羽咋設置条例	第14条第1項	特別な設備、器具の使用の許可	7日	指定管理者が管理する場合は、指定管理者が基準の設定主体	生涯学習課
コスモアイル羽咋設置条例施行規則	第15条	使用時間の延長許可	7日		生涯学習課
羽咋市いきいき市民活動推進条例	第15条第2項	市民活動団体の登録	14日		生涯学習課



例規名	根拠規定	許認可等の種類	標準処理期間	備考	担当課名
羽咋市歴史民俗資料館条例	第9条	施設、資料の利用許可	5日		文化財室
羽咋市歴史民俗資料館条例	第12条	使用料の減免	7日		文化財室
羽咋市歴史民俗資料館条例	第13条	使用料の還付	7日		文化財室
羽咋市文化財保護条例	第13条第1項	指定文化財等の現状変更の許可	14日		文化財室
羽咋市手数料条例	第5条第2項	手数料の還付	即日		共通
羽咋市手数料条例	第6条	手数料の減免	即日		共通